



ようやく暑さも一段落し過ごしやすいい日が増えてきました。残暑が厳しい日もまだまだ多い中、朝方や夕方以降に吹く風が気持ち良い温度になってきました。行楽の秋というように、外出の機会が増える方も多いのではないのでしょうか。ただ、最近は台風やゲリラ豪雨など、集中的に雨が降る機会が多いように感じられます。夏の名残で天候がなにかと荒れがちなときです。天候にも気を配りつつご家族やお友達と、旅行の計画を立ててみるのもいいのではないのでしょうか。

役員報酬の損金計上要件！

前々号で役員報酬の法人税法上の損金のお話をいたしました。役員報酬の範囲と会社の損金と認められる要件について確認していきます。

法人税法上、役員に対する給与で損金算入を認めるものとして、①定期同額給与 ②事前確定届出給与 ③業績連動給与の3つを規定しています。

①定期同額給与

その支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものをいいます。

報酬が毎月支払われ、かつ、報酬金額が同額であることが求められます。役員報酬の金額については株主総会の決議で決定されます。

また平成29年度の税制改正で、損金算入が認められる定期同額給与の範囲が拡大されました。以前は、支給給与の“額面”が同額でなければ定期同額給与と認められませんでした。改正により“手取り”の金額が同額であれば、定期同額給与に該当することになりました。

②事前確定届出給与

役員の職務につき、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（①及び③を除く）で、届出期限までに納税地の所轄税務署長に届出をしているものをいいます。

通常、役員に対する賞与の意味合いになり、役員賞与が損金として認められるためには次の要件を満たす必要があります。

◆届出期限

次の日のうちいずれか早い日とされています。

- ・株主総会等の決議をした日から1ヶ月以内
- ・会計期間開始の日（事業年度開始の日）から4ヶ月以内

◆支払

- ・提出した届出書通りの支給日に記載金額の支払

上記要件通りに支払が行なわれない場合、支給金額の全額が損金不算入となります。

仮に支給金額が0円の場合、法人の所得に影響はありませんが、役員の源泉所得税が発生するリスクもあるため、注意が必要です。

③業績連動給与

この業績連動給与（主に上場会社向）は平成29年度税制改正で改正されたものになり、対象範囲や支給手段の拡大が行なわれたものになります。

上記の3つが役員に対する給与のうち損金として認められる給与です。役員報酬を適正に損金として処理し、税務調査で否認されるリスクを回避するため、税務署へ提出する届出の期限など細かな規定があります。早めの手続きを心がけましょう。



知っとこ! 「税務のマメ知識」

【年金受給】

現在の年金受給開始年齢は原則「**65歳**」です。これを選択により、60歳から65歳前までの間に「**繰上げ**」、又は66歳から70歳の間まで「**繰下げ**」ることが可能です。

「繰上げ」を選択

毎月受取る年金額は、65歳から受取ることができる金額から『1月あたり**0.5%減額**』されます。

「繰下げ」を選択

毎月受取る年金額は、65歳から受取ることができる金額から『1月あたり**0.7%増額**』されます。

一度決定した方法の変更はできません。



繰上げ受給した場合、原則の65歳からの年金額と比較し、『**16年8カ月以上**』受給すると、受取累計の年金額が逆転し、繰上げ受給が「**損**」になります。

つまり、60歳受給開始の場合で77歳で、受取金額が逆転します。

繰下げ受給した場合、原則の65歳からの年金額と比較し、『**11年10カ月以上**』受給すると、受取累計の年金額が原則の金額を上回り、それまでに亡くなった場合、繰下げ受給が「**損**」になります。

つまり、70歳受給開始の場合で82歳以上生存する必要があるわけです。

現在の平均寿命は、男性が81歳、女性が87歳になりますが、自分の寿命については、その時がこないとわからないものになります。

上記は、あくまでトータルのもらえる金額になるので、その時々々の財産状態や環境によっても一概に言えませんが、ご参考にしていただければと思います。

今月のいろいろ「掲示板」

★標準報酬月額の変定期期★

7月1日現在使用している被保険者に4月、5月、6月に支払った賃金を算定基礎届により届出し、毎年1回、**標準報酬月額を決定**します。

ここで決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月まで使用することになります。よって**10月に支給される給与から新たな標準報酬月額での社会保険料が控除されること**になります。

※当月分の保険料を当月分給与から控除している企業については、9月に支給される給与から控除になりますので、ご注意ください。



今月のあなたの運勢

鑑定：妙慎

A型	B型	O型	AB型
<p>全体運：大吉</p> <p>あなた本来の良いところが発揮されやすく、それゆえ人から頼りにもされるし、愛されもされやすいでしょう。少々忙しくても即実行</p>	<p>全体運：大吉</p> <p>良いご縁に恵まれる運気の流れに乗っています。特に経済面に恵まれるご縁となっているようです。ご縁を有効活用</p>	<p>全体運：吉</p> <p>動きの多い一ヶ月となりそうです。自分のために動くことももちろんですが、人のために動くことが多くなりそうです。足元をよく見て</p>	<p>全体運：中吉</p> <p>今までやってきたことを一旦止めて、新しい角度から見直すことが必要になってくる事が起こるかもしれません。バランス重視</p>



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。